

<一般委託>

有馬浄水場急速ろ過池調査診断業務委託 仕様書

有馬浄水場急速ろ過池調査診断業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

|    |            |   |
|----|------------|---|
| 1  | 目的         | 本業務は、有馬浄水場急速ろ過池のろ過砂等の不陸状態測定、ろ過材の採取、調査を行い、健全度等の診断を行うものである。 |
| 2  | 履行期間       | 契約の日から令和3年11月16日  |
| 3  | 施行場所       | 海老名市中河内1767番地 有馬浄水場                                       |
| 4  | 業務内容       | 急速ろ過池ろ過砂等調査診断作業 1式  |
| 5  | 特記事項       | 特記仕様書のとおり   |
| 6  | 関係法規       |   |
| 7  | 資格要件       |   |
| 8  | 契約方法       | 総価による業務委託契約(一般委託)   |
| 9  | 支払方法       | 委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。                                    |
| 10 | その他事項      | この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。                     |
| 11 | 監督員<br>連絡先 | 横須賀市上下水道局 技術部 浄水課 有馬浄水場 関野 稔 電話番号 046-238-1915            |

<指示又は希望事項>

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| グリーン<br>物品購入<br>及び<br>環境配慮<br>関係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。</li> <li>(上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</li> <li>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</li> </ul> |
|----------------------------------|---|

# 有馬浄水場急速ろ過池調査診断業務委託 特記仕様書

## 1 目的

本業務は、有馬浄水場急速ろ過池のろ過砂等の不陸状態測定、ろ過材の採取、調査を行い、健全度等の診断を行うものである。

## 2 作業場所

海老名市中河内 1767 番地 有馬浄水場

## 3 調査、診断項目

### (1) 不陸状態測定

### (2) 付着物試験

ア 洗浄濁度

イ 付着物質（濁度、鉄、マンガン、アルミニウム、汚泥容積）

ウ 過マンガン酸カリウム消費量

エ 強熱減量

### (3) 凝着物試験

ア 塩酸可溶率（鉄、マンガン、アルミニウム）

### (4) ふるい分け試験

なお、(2) から (4) の項目についての調査、診断を行うにあたっては「水道用濾材 JWWA-A103:2006 及び 2006-2」の規格に適合しているか診断を行う。

## 4 業務内容

### (1) 急速ろ過池 6 池の不陸状態の測定

### (2) 急速ろ過池 6 池のアンスラサイト及びろ過砂を採取

### (3) 採取したろ過砂及びアンスラサイトの調査、診断

### (4) 調査、診断結果の報告及び提案

## 5 調査方法

### (1) 不陸状態の測定は、急速ろ過池内の水を抜いた後池内に入り、基準点（トラフ上端部）からアンスラサイト層、ろ過砂層、砂利層を計測する。

計測箇所は、1 池あたり 60 か所× 6 池分の計 360 か所とする。

### (2) アンスラサイト及びろ過砂の検体を採取し、調査、診断を行う。

採取箇所は、1 池 1 系列あたり 2 か所、2 系列/池× 6 池分の計 24 か所とする。

1 か所当たりの 4 層（アンスラサイト層部、砂上層部、砂中層部、砂下層部）から採取を行い、計 96 検体の採取数とする。

なお、採取後アンスラサイト及びろ過砂を採取した箇所の整地を行う。

### (3) 同池・同系列・同層の 2 か所から採取したものを混合して 1 検体とし、計 48 検体を試験対象とする。

- (4) 試験の項目は、洗浄濁度、付着物質、過マンガン酸カリウム消費量、強熱減量、凝着物試験、ふるい分け試験とする。(強熱減量のみアンスラサイト層部は対象としない)

## 6 提出書類 (任意様式)

- (1) 作業工程表、作業員名簿及び検便検査報告書を作業着手前に1部提出すること。
- (2) 作業中は毎日、作業終了時に作業日報を1部提出すること。
- (3) 調査、診断結果報告書を2部提出し、総合所見を記載すること。

## 7 その他

- (1) 急速ろ過池は浄水処理を行なっている最終段階の池のため、ろ過水に影響がある機器等の使用は行わないこと。
- (2) 急速ろ過池を休止にしてろ過砂等を採取することによる浄水処理への影響があるため、作業着手前に作業日程について、監督員と協議すること。

### (3) 健康診断 (検便)

水源地・浄水場・配水池等において作業する次の各号いずれかに該当する者は、水道法 21 条に基づき、検便検査を行い作業開始前にその検査報告書を監督員へ提出すること。検査項目は、赤痢菌・腸チフス菌・パラチフス菌・病原性大腸菌 0-157 とし、報告書には、氏名・性別・年齢・成績・検査場所を記載すること。また、検査結果の有効期限は6か月とし、期間が過ぎた場合は再度検査を行いその検査報告書を監督員へ提出すること。

ア 水工程に直接接触して作業する者

イ 水工程に直接接触れないが、概ね一週間程度連続して作業する者